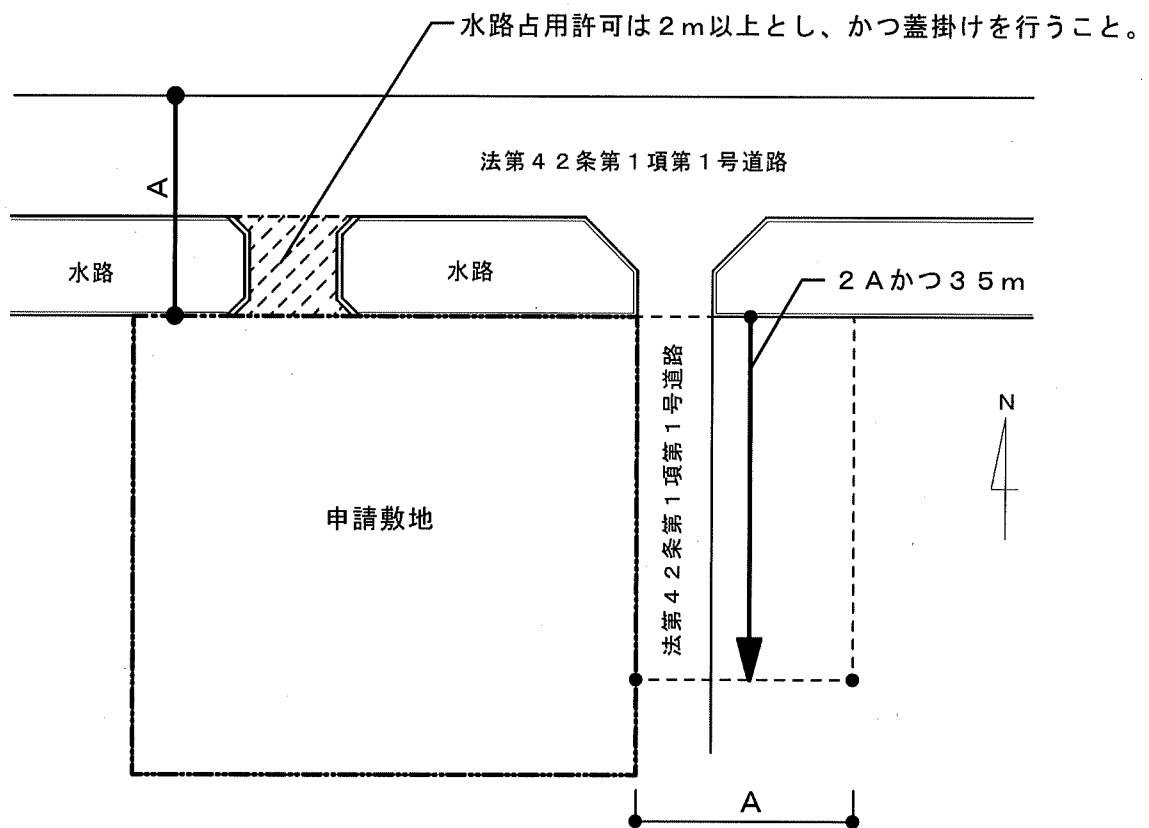


事 項	道路斜線の緩和適用について	関 係 条文等	法第56条 令第132条
056-01			

建築基準法第56条に規定する令第132条第1項の道路斜線緩和については、建築物が前面道路に2面以上面することを条件とする。水路等により接道を満足していない場合にあっては、占用許可（用途・規模にかかわらず2m以上）が必要となる。

（※）水路占用許可を受ける場合、蓋掛けが許可の条件となっているため注意を要する。



〔考え方・解説〕

〔備考〕  
（関連告示等）

2022.3作成  
2023.4改訂